

2020 年 4 月 吉日

会員各位

荒井商事株式会社
AI-TRADER

自動車の廃車緩和対策に伴う自動車税の取り扱いについて

令和 2 年 3 月 17 日付けで国土交通省より発表された「自動車の廃車等に係る窓口混雑緩和対策」をふまえ、自動車税の取り扱いが通常と異なってまいりますのでご案内致します。下記注意事項をご確認いただいた上でご利用いただきますよう、ご理解とご協力をお願い致します。

<アライ店舗在庫>

4 月 1 日(水)から 15 日(水)までの特例措置を受けた抹消登録車輛の自動車税相当額の精算につきましては、名義変更後の抹消謄本を提出していただく際に、落札店様からご申告をいただき、且つ新年度分が旧使用者に課税されないことが確認された場合に限り、再精算を行います。

なお、落札代行 AA 会場・共有在庫分に関しましては、各社ごとに取り扱いが異なりますのでご注意下さい。

AI-TRADER事務局連絡先 TEL:0285-45-1561
FAX:0285-45-7772
営業時間 9:00~18:00

重要

令和2年4月1日

JU新潟 AA 会員 各位

JU 新潟

**新型コロナウイルス感染拡大による
自動車税特例措置対応について**

いつも JU 新潟オークションをご利用下さり誠に有難うございます。
首題の件、国土交通省自動車局より抹消登録の自動車税課税対象外とする旨の特
例措置の発表がありましたので下記のとおり対応させていただきます。

① **対象：3月開催分で4月1日～15日に「課税処理の特例」を受け、**

抹消登録されている車輛

② **対応：3月中に抹消登録されたものとして次の処理を致します。**

- ・自動車税相当額を課税処理に応じて精算

③ **条件：落札店が名義変更の写しを提出する際に申告した特例措置を**

受けている旨の申告があった場合。

- ・名義変更の写しを提出する際に右下に「3月中抹消扱い」と記入してください。
- ・申立書の写しを合わせて提出してください。

令和 2 年 3 月 31 日

福岡県中古自動車販売商工組合

自動車税相当精算について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、国土交通省発表の「自動車の廃車等に係る窓口の混雑緩和対策」(以下「特例措置」という)の発表をうけ、4 月 1 日～4 月 15 日迄の特例措置を受けた抹消登録車両の自動車税相当額精算については落札店様よりご申告頂いた場合のみ、J U福岡からの 4 月分自動車税相当額の請求が落札店様に発生しないようご対応させていただきます。

※落札店様ご自身で県税事務所・市町村に 3 月末抹消として扱われていることを確認の上で名義変更(抹消)完了通知 F A X 送信時に、抹消謄本に「3 月中抹消扱い」と記載してご申告をお願い致します。
何卒、ご理解ご協力の程、宜しくお願い致します。

敬具

※詳細は J U福岡「名変担当者：尾畑」迄お問い合わせください。

TEL : 092-944-1101

令和 2 年 4 月 1 日

MIRIVE 会員の皆様へ

MIRIVE 埼玉会場事務局

MIRIVE 大阪会場事務局

自動車税(種別割)の取り扱いについてのお願い

いつも MIRIVE をご利用いただき、誠にありがとうございます。

早速ですが、国土交通省よりコロナウィルス対策で窓口混雑緩和のため、「3 月中に移転・輸出が行われた車輛は、抹消登録を4月に行なっても旧所有者に令和2年度分の自動車税を課税しない」との発表がありましたが、県税事務所等に「3月中に自動車の譲渡が行われたことを正しく申告していただく必要がある」模様です。

MIRIVE でも正しく自動車税の清算を行うため、名義変更の報告の際には抹消登録のコピーだけでなく、譲渡証明書・自動車税申告書をあわせて提出いただくよう、あらかじめお願いいたします。

提出いただけない場合、自動車税が正しく清算できなくなることもあります。また、上記提出があっても手続きの不備等により課税となった場合は、後日再清算をさせていただきます。

どうぞご協力を頂けますよう、よろしくお願いいたします。

自動車税相当額精算について

平素はTAAをご活用いただき誠にありがとうございます。

今般、国土交通省発表の「自動車の廃車等に係る窓口の混雑緩和対策」(以下「特例措置」という)の発表をうけ、4月1日(水)から15日(水)までの特例措置を受けた抹消登録車両の自動車税相当額精算については落札店様からご申告いただいた場合のみ、TAAからの4月分自動車税相当額の請求が落札店様に発生しないようご対応させていただきます。

注) TAAでのご対応にあたりましては、「落札店様ご自身で県税事務所・市町村に3月末抹消として扱われたことの確認」且つ「名変センターにご申告いただいた場合」に限らせていただきます。

ご申告は下記にてお願いいたします。（ご申告漏れの場合はお受けすることができません）

何卒、ご理解ご協力の程、宜しくお願いいたします。

23

＜TAAへのご申告方法＞

通常の名義変更（抹消）完了通知FAX送信時に、抹消謄本の右下に「**3月中抹消扱い**」と記載してご申告ください。

[illegible]

右下にご記入の上、
名変センターにFAXをご送信下さい

【名変センターFAX番号】

東日本名変センター	043-297-1600
西日本名変センター	072-826-0026

*詳細はTAA各会場までお問い合わせください。

以上

株式会社シーエーエー
2020年3月30日

【項番4追記】年度末の書類及び自動車税相当額の取扱いについて

日頃は、格別のご交配を賜り厚くお礼申し上げます。さて年度末の3月を迎えるにあたり、標記の件、下記の要領にて運用させて頂きます。何卒主旨をご理解の上、ご協力いただきます様、お願い申し上げます。

記

1、出品店各位へのお願い

- ※ 年度末につき、出品の際は、できる限り自社名義にてご出品いただきます様よろしくお願い致します。
- ※ 自税トラブル防止の為、車検切れ又は車検残が短い車両につきましては抹消にてご出品をいただきます様ご協力お願い致します。
- ※ 還付譲渡証につきましては、一切受取りをいたしませんので、出品店各位にて管理していただきます様よろしくお願い致します。
- ※ 3月開催AAにつきましては各会場通常通りの書類期限を必要とします。

2、ナンバー付き車両（軽自動車は除く）の自税相当額の取扱いについて

3月の開催は、落札店各位より2020年度の自動車税年額をお預かり致します。

3月中に移転登録又は抹消登録を完了した場合は、全額返金致します。

- ※ 名変コピーは、4月6日（月）迄に必ず名変センターへ提出してください。
- ※ 税率は、各会場の県の税率に基づき処理をさせて頂きますが、後日金額等の違いにより訂正させて頂く場合がございます。

	3月中名変	4月以降名変
出品店戻し	無し	全額
落札店戻し	全額	無し

3、ナンバー付き軽自動車の取扱いについて

3月開催分につきましてはできる限り3月中に変更登録又は抹消登録を完了して下さい。現在、落札店各位よりお預かりしている軽自動車保証金につきましては全額落札店各位へ返金をいたしておりますが、3月開催分の車両が4月2日以降に変更登録又は抹消登録をされた場合は、軽自動車保証金より自動車税相当額を差し引いて精算させて頂きます。

4、特例措置（新型コロナ対策）について【追記 2020.3.30】

国交省と軽検査協より自動車税、軽自動車税の賦課期日の延長が発表されております。4月以降に当該手続きを行った際には、4/20までに抹消謄本送付と併せて名変センター宛にご申告ください。その際は名義変更遅延としては扱いません。申告無き場合は通常処理とさせて頂きますので、予めご了承ください。

・国土交通省（広報サイト）：https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha06_hh_000105.html

◎お問合せは、(株)シーエーエー各会場《業務室》まで

【中部会場】	TEL：0565-29-1100	ガイダンス②
【岐阜会場】	TEL：058-391-0001	ガイダンス②
【東京会場】	TEL：04-7160-6000	ガイダンス②
【東北会場】	TEL：019-672-5100	
【名変センター】	TEL：0565-47-1161	FAX0565-71-5255

以上

2020 年 4 月 1 日

ASNET会員様 各位

株式会社オートサーバー

自動車税相当額の特例措置について

令和2年3月17日付にて国土交通省より発表された「自動車の廃車等に係る窓口の混雑緩和対策～新型コロナウイルス感染拡大防止～」(※)を踏まえて、ASNETでは自動車税相当額の取り扱いについて、下記の通りの取り扱いを行います。

国土交通省報道発表資料 <https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001333814.pdf>

記

AS ワンプラ (一部)

AS ワンプラのうち、表記コードが以下の車両については、落札会員様から弊社へ申告があり、かつ令和2年度分の自動車税が旧所有者に課税されていない事が確認された場合に限り、2月成約分の落札会員様へ追加請求をせず、かつ3月成約分の自動車税相当額の1年間分の預り金を返金いたします。

対象表記コード (出品番号) 上2ケタ

15、13、18、1H、1K、1L、1N、1P、1S、1T、1U、1W、1Y、1Z、F3、F9

AS ワンプラ (上記以外) および AA 取引

AS ワンプラのうち、表記コードが以下の車両およびオークション取引の車両については、各取引主催者の定めに従います。

対象表記コード (出品番号) 上2ケタ

1J、F4、F8、F5、F6、F7、16、1B、1Y、1Z、F3、F9、FA

注 本措置は「移転登録と一時抹消登録 (または輸出抹消仮登録) を同時に行った場合」のみ対象となります。移転登録 (名義変更) のみの場合は対象外ですのでご注意ください。

以上

本件に関するお問い合わせ先 株式会社オートサーバー業務管理部業務G
TEL 03-5695-9450 (ガイダンス⑤-①)

令和2年4月1日

会員各位

株式会社 シグマネットワークス

ストックワンプライス 自動車税相当額精算について

平素より『TC-web Σ』をご利用いただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス対策として国土交通省と軽自動車検査協会より自動車税、軽自動車税の賦課期日の延長が発表されております。

4月1日（水）から15日（水）までの特例措置を受けた抹消登録車両の自動車税相当額の精算につきましては、名義変更後の抹消謄本を提出していただく際に落札店様からご申告をいただいた場合のみ、3月中に抹消登録を行ったものとして、対応させていただきます。

当該手続を行った際には、4/20（月）までに抹消謄本の送付と申告をお願いいたします。その際は名義変更遅延としての扱いを致しません。

（対応条件）

- 「TC-web Σ掲載」車両をご落札
- 「落札店様ご自身で県税事務所・市町村に3月中の抹消として取り扱われたことをご確認」
- 「名義変更後の抹消謄本をご提出の際に、ご申告をいただいた場合」

※ご申告なき場合は通常処理とさせていただきますのでご注意ください。

何卒、ご理解ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

記

（ご申告方法）

名義変更後の抹消謄本のFAX送信時に、抹消謄本の右下に「3月抹消扱い」とご記入の上ご提出ください。到着確認のお電話の際もご申告をお願いいたします。

本件に関するお問合せ
株式会社シグマネットワークス
業務部 書類室
TEL：03-6757-7800
FAX：03-6757-7805

以上

【国土交通省】自動車の廃車等に係る窓口の混雑緩和対策について

本件について当社では下記の通り自動車税相当額を取り扱います。

※名変期限等が延長されるものではありません

■JUテントリ（当社主催の共有在庫）

→落札店から申告があり、新年度分が旧使用者に課税されないことが確認された場合に限り、2月成約分では年額を落札店に追加請求せず、3月成約分では年額の預かり金を落札店に返金する。

■JUトレード（AAおよび他社主催の共有在庫）

→各主催者の裁定に従う。

■関連リンクは[こちら](#)